

○静岡市都市公園条例施行規則

平成15年4月1日

規則第219号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市都市公園条例(平成15年静岡市条例第231号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第1条の2 条例第4条第1項の規定による行為の許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、行為をしようとする日(以下「行為日」という。)の1年前から当該行為日の14日前までに行うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該期間の経過後においても申請を行うことができる。

(平27規則47・追加)

(許可書の交付)

第2条 市長は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により公園施設の設置若しくは管理又は許可を受けた事項の変更を許可したときは、許可書を交付するものとする。

2 市長は、法第6条第1項又は第3項の規定により公園の占用又は許可を受けた事項の変更を許可したときは、許可書を交付するものとする。

3 市長は、条例第4条第1項又は第2項の規定により公園内の行為又は許可を受けた事項の変更を許可したときは、許可書を交付するものとする。

(平17規則50・平17規則177・一部改正)

(利用の許可の申請)

第3条 条例第6条第1項に規定する公園施設のうち、清水清見潟公園、清水桜が丘公園及び清水月見公園の庭球場の利用並びに清水船越堤公園の茶室兼多目的集会室の利用の許可を受けようとする者にあつては市長に、駿府城公園の茶室の利用、清水日本平運動公園の球技場及び庭球場の利用並びに清水清見潟公園の体育館の利用(個人利用並びに器具及び備品の利用を除く。)の許可を受けようとする者にあつては指定管理者に、申請書を提出しなければならない。

2 市長又は指定管理者は、前項の規定により申請した者に利用を許可したときは、許可書を交付するものとする。

(平17規則177・全改、平19規則27・平24規則21・平26規則64・一部改正)

(東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の入場手続等)

第4条 条例第6条第1項に規定する公園施設のうち駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓又は日本庭園に入場しようとする者は、入場の際、条例第8条第2項の利用料金(以下「利用料金」という。)を納付し、入場券の交付を受けなければならない。

- 2 駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園に係る条例第6条第1項の規定による利用の許可は、前項の入場券の交付をもって行う。
- 3 駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓又は日本庭園に団体で入場しようとする者は、団体入場申込書を提出し、所定の利用料金と引換えに団体入場券の交付を受けなければならない。この場合において、団体入場券は、当該団体の責任者に交付する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、清水清見瀉公園の利用(体育館の個人利用並びに器具及び備品の利用、室内プールの利用並びにトレーニング室の利用に限る。)について準用する。この場合において、第1項中「に入場」とあるのは「を利用」と、「入場の際」とあるのは「利用の際」と、「入場券」とあるのは「利用券」と、第2項中「入場券」とあるのは「利用券」と読み替えるものとする。

(平17規則177・平19規則27・平24規則21・平26規則64・平27規則102・令3規則40・令5規則50・一部改正)

(利用料金の承認手続等)

第4条の2 指定管理者は、利用料金について、条例第8条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、利用料金について承認をしたときは、承認証を指定管理者に交付する。
- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該施設を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。
- 5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平27規則102・追加)

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第4条の3 条例第8条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次

の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用するとき 利用料金の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第8条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27規則102・追加)

(利用料金の還付の基準等)

第5条 条例第8条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第8条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第4条の2第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27規則102・全改、令3規則40・一部改正)

(入場料徴収総額の報告)

第6条 清水日本平運動公園球技場の利用（入場料を徴収してアマチュアスポーツ以外に利用する場合に限る。）の許可を受けた者は、利用した日から10日以内に、当該利用に係る入場料の徴収総額を報告書により市長に報告しなければならない。

(平17規則177・旧第8条繰上)

(使用料の還付)

第7条 条例第18条第1号及び第3号の規定により、使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書又は利用許可取消申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の使用料還付申請書の提出があったとき、又は条例第18条第2号の規定に該当するときは、次に定めるところにより使用料を還付するものとする。

(1) 条例第18条第1号に該当するとき 使用料の全額

(2) 条例第18条第2号に該当するとき 使用料の全額

(3) 条例第18条第3号に該当するときで、使用期日前10日までに公園利用許可取消申出書

が提出されたとき 使用料の2分の1に相当する額

(平17規則177・旧第9条繰上)

(使用料の減額又は免除)

第8条 条例第19条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ申請書を市長に提出しなければならない。

2 使用料の減額又は免除は、入場料を徴収しない場合に限る。ただし、市長が特別の公益上の必要があると認めるときは、使用料を減額することができる。

3 減額し、又は免除する使用料の額は、次に定めるところによる。

(1) 市が主催して利用するとき 全額

(2) 市が共催して利用するとき 2分の1に相当する額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が適当と認めるとき 全額又は2分の1に相当する額

4 市長は、使用料の減額又は免除について承認したときは、通知書を交付するものとする。

(平17規則177・旧第10条繰上、平28規則45・一部改正)

(保管した工作物等の一覧簿の設置場所)

第9条 条例第23条の2第3項の規則で定める場所は、都市局都市計画部緑地政策課とする。

(平17規則50・全改、平17規則177・旧第11条繰上、平19規則16・平31規則35・一部改正)

(競争入札における公告事項等)

第10条 条例第23条の3第3項及び第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 入札執行の場所及び日時

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(平17規則50・追加、平17規則177・旧第12条繰上)

(工作物等を返還する場合の受領書)

第11条 条例第23条の4の規定による、工作物等の返還を受けようとする所有者等は、条例第23条の4に規定する受領書を市長に提出しなければならない。

(平17規則50・追加、平17規則177・旧第13条繰上)

(審議会の会長及び副会長)

第11条の2 条例第27条第1項の静岡市都市公園審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 5 審議会に、会長の指名により、副会長を置く。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平30規則99・追加)

(審議会の会議)

第11条の3 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者、参考人等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平30規則99・追加)

(審議会の庶務)

第11条の4 審議会の庶務は、都市局都市計画部緑地政策課において処理する。

(平30規則99・追加)

(審議会の運営)

第11条の5 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議に諮って定める。

(平30規則99・追加)

(書類の様式)

第12条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可に係る申請書 公園施設設置許可申請書（様式第1号）
- (2) 法第5条第1項の規定による公園施設の管理許可に係る申請書 公園施設管理許可申請書（様式第2号）
- (3) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた事項の変更に係る申請書 公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書（様式第3号）
- (4) 法第6条第1項の規定による公園の占用許可に係る申請書 公園占用許可申請書（様式第4号）

式第4号)

- (5) 法第6条第3項の規定による公園占用の許可を受けた事項の変更に係る申請書 公園
占有許可事項変更許可申請書 (様式第5号)
- (6) 条例第4条第1項の規定による公園内の行為の許可に係る申請書 公園内行為許可申
請書 (様式第6号)
- (7) 条例第4条第2項の規定による公園内の行為の許可を受けた事項の変更に係る申請書
公園内許可行為変更許可申請書 (様式第7号)
- (8) 条例第23条の2第3項の規定による保管する工作物等の一覧簿 保管工作物等一覧簿
(様式第8号)
- (9) 条例第23条の4の規定による工作物等を返還するときの受領書 受領書 (様式第9号)
- (10) 条例第25条第1号の規定による工事の着手又は完了に係る届出書 工事着手 (完了)
届 (様式第10号)
- (11) 条例第25条第1号の規定による利用等の廃止又は原状回復に係る届出書 公園利用等
廃止 (原状回復) 届 (様式第11号)
- (12) 条例第25条第2号の規定による土地、物件について所有権の移転に係る届出書 所有
権移転届 (様式第12号)
- (13) 条例第25条第2号の規定による土地、物件について抵当権の設定に係る届出書 抵当
権設定届 (様式第13号)
- (14) 条例第25条第2号の規定による土地、物件について抵当権の移転に係る届出書 抵当
権移転届 (様式第14号)
- (15) 第2条第1項に規定する公園施設の設置に係る許可書 公園施設設置許可書 (様式第
15号)
- (16) 第2条第1項に規定する公園施設の管理に係る許可書 公園施設管理許可書 (様式第
16号)
- (17) 第2条第1項に規定する公園施設の設置又は管理の許可事項の変更に係る許可書 公
園施設設置 (管理) 許可事項変更許可書 (様式第17号)
- (18) 第2条第2項に規定する公園占有に係る許可書 公園占有許可書 (様式第18号)
- (19) 第2条第2項に規定する公園占有の許可事項の変更に係る許可書 公園占有許可事項
変更許可書 (様式第19号)
- (20) 第2条第3項に規定する公園内の行為に係る許可書 公園内行為許可書 (様式第20号)
- (21) 第2条第3項に規定する公園内行為の許可事項の変更に係る許可書 公園内許可行為

変更許可書（様式第21号）

- (22) 第3条第1項に規定する公園施設の利用許可に係る申請書 公園施設利用許可申請書（様式第22号）
- (23) 第3条第2項に規定する公園施設の利用に係る許可書 公園施設利用許可書（様式第23号）
- (24) 第4条第1項に規定する駿府城公園の東御門・巽櫓の入場に係る入場券 東御門・巽櫓入場券（様式第24号）
- (24) の2 第4条第1項に規定する駿府城公園の坤櫓の入場に係る入場券 坤櫓入場券（様式第24号の2）
- (25) 第4条第1項に規定する駿府城公園の日本庭園の入場に係る入場券 日本庭園入場券（様式第25号）
- (26) 第4条第1項に規定する駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の入場に係る共通入場券 東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園共通入場券（様式第26号）
- (27) 第4条第3項に規定する駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の団体入場に係る申込書 団体入場申込書（様式第27号）
- (28) 第4条第3項に規定する駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の団体入場に係る入場券 団体入場券（様式第28号）
- (29) 第4条第4項において準用する同条第1項に規定する清水清見潟公園の体育館の個人利用に係る利用券 体育館個人利用券（様式第29号）
- (30) 第4条第4項において準用する同条第1項に規定する清水清見潟公園の体育館の器具及び備品の利用に係る利用券 器具及び備品利用券（様式第30号）
- (31) 第4条第4項において準用する同条第1項に規定する清水清見潟公園の室内プールの利用に係る利用券 室内プール利用券（様式第31号）
- (32) 第4条第4項において準用する同条第1項に規定する清水清見潟公園のトレーニング室の利用に係る利用券 トレーニング室利用券（様式第32号）
- (33) 第4条の2第1項に規定する申請書 静岡市公園施設利用料金承認申請書（様式第33号）
- (34) 第4条の2第2項に規定する承認証 静岡市公園施設利用料金承認証（様式第34号）
- (35) 第6条の規定による入場料の徴収総額に係る報告書 入場料徴収総額報告書（様式第35号）
- (36) 第7条第1項に規定する使用料の全部又は一部の還付に係る使用料還付申請書 公園

使用料還付申請書（様式第36号）

(37) 第7条第1項に規定する公園の利用の許可に係る利用許可取消申出書 公園利用許可取消申出書（様式第37号）

(38) 第8条第1項に規定する使用料の減額又は免除に係る申請書 公園使用料減額・免除承認申請書（様式第38号）

(39) 第8条第4項に規定する使用料の減額又は免除に係る通知書 公園使用料減額・免除承認通知書（様式第39号）

（平16規則39・一部改正、平17規則50・旧第12条繰下・一部改正、平17規則177・旧第14条繰上・一部改正、平19規則27・平24規則21・平25規則30・平26規則64・平27規則47・平27規則102・平28規則45・令3規則40・令5規則50・一部改正）

（指定管理者の指定の申請書類）

第13条 条例第8条第2項の規定による申請は、公園施設指定管理者指定申請書（様式第40号）

に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 公園施設事業計画書（様式第41号）
- (2) 公園施設事業計画に関する収支予算書（様式第42号）
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営（事業）状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（平17規則177・追加）

（協定の締結）

第14条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公園施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（平17規則177・追加）

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平17規則50・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市都市公園条例施行規則（平成2年静岡市規則第33号）又は清水市都市公園条例施行規則（昭和44年清水市規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町都市公園条例施行規則（昭和60年蒲原町規則第19号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18規則106・追加)

附 則（平成16年3月31日規則第39号）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の静岡市都市公園条例施行規則により作成された各様式は、当分の間、必要な修正を施した上で使用することができる。

附 則（平成16年10月25日規則第83号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の静岡市都市公園条例施行規則に定める様式により作成した用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第50号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市都市公園条例施行規則の様式により作成されて

いる用紙は、当分の間、調製して使用することができる。

附 則（平成17年11月15日規則第177号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条の次に2条を加える改正規定及び様式第39号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月8日規則第106号）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月19日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第27号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第21号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の静岡市都市公園条例施行規則の様式は、平成25年6月1日以後の利用に係る許可の手続から適用し、同日前の利用に係る許可の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第64号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市都市公園条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成27年3月30日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市都市公園条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成27年10月27日規則第102号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市都市公園条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第45号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日規則第99号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第35号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第25号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第40号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和5年7月11日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月12日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第12条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者 住所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)
電話

都市公園法第5条第1項の規定により公園施設の設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

設置しようとする公園施設	名称	
	場所	
設置の目的		
設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用面積	平方メートル	
公園施設の構造、外観		
公園施設の管理の方法		
工事実施の方法		
工事の着手及び完了の時期	年 月 日着手 年 月 日完了	
公園の復旧方法		
その他必要な事項		

(注) 設計書、仕様書及び図面を添付してください。

様式第2号(第12条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者 住 所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)
電 話

都市公園法第5条第1項の規定により公園施設の管理の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

管理しようとする公園施設	名 称	
	場 所	
管 理 の 目 的		
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
管 理 の 方 法		
そ の 他 必 要 な 事 項		

様式第3号(第12条関係)

公園施設設置(管理)許可事項変更許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者 住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話

都市公園法第5条第1項の規定により公園施設設置(管理)許可事項変更の許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

設置(管理)して いる公園施設	名 称	
	場 所	
既に受けた許可事項の概要		
変 更 す る 事 項		
変 更 す る 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		

(注)

- 1 設計書、仕様書及び図面を添付してください。
- 2 施設設置(管理)の許可書を添付してください。

様式第4号(第12条関係)

公園占用許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者 住 所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)
電 話

都市公園法第6条第1項の規定により公園占用の許可を受けたいので、次のとおり申請
します。

占用する公園の名称	
占用物件の外観、構造等	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所及び面積	平方メートル
占用物件の管理の方法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日着手 年 月 日完了
公園の復旧方法	
その他必要な事項	

※ 受付印	※ 使 用 料	円
	※ 使用料算出基礎	条例別表 の()適用
	※ 許 可 年 月 日	年 月 日
	※ 許 可 番 号	第 号

(注)

- ※印欄は、記入しないでください。
- 設計書、仕様書及び図面を添付してください。

様式第5号(第12条関係)

公園占用許可事項変更許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者 住 所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電 話

都市公園法第6条第3項の規定により公園占用許可事項変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称	
既に受けた許可の概要	
変更する事項	
変更する理由	
その他必要な事項	

(注) 設計書、仕様書、図面及び公園占用許可書を添付してください。

様式第6号(第12条関係)

公園内行為許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者 住所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)
電話

静岡市都市公園条例第4条第1項の規定により公園内の行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称	
行為の場所	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用面積	平方メートル
その他必要な事項	

※ 受付印	※ 使用料	円
	※ 使用料算出基礎	条例別表 の()適用
	※ 許可年月日	年 月 日
	※ 許可番号	第 号

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第7号(第12条関係)

公園内許可行為変更許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者 住 所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電 話

静岡市都市公園条例第4条第2項の規定により公園内許可行為の変更の許可を受けたい
ので、次のとおり申請します。

公 園 の 名 称	
許 可 行 為 の 内 容	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

様式第9号(第12条関係)

受 領 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

受領者 住所 [法人にあつては、主
たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、名
称及び代表者の氏名]

次のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形 状	
	数 量	
返還を受けた金額		

様式第10号(第12条関係)

工 事 着 手 (完 了) 届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
届出者
氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電 話

静岡市都市公園条例第25条の規定により、次のとおり工事を着手(完了)したので届け
出ます。

許可を受けた年月日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
工事を行った公園施設 又は占用物件	
工事を行った公園	
工事着手(完了)年月日	年 月 日
その他必要な事項	

様式第11号(第12条関係)

公園 利用等廃止届
原状回復届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
届出者
氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話

静岡市都市公園条例第25条の規定により、次のとおり公園の 利用等廃止
原状回復 をした
ので届け出ます。

許可を受けた年月日	年 月 日
許可番号	第 号
利用等の廃止又は原状回復した公園名	
利用等の廃止又は原状回復した公園施設又は占用物件	
利用等の廃止又は原状回復した年月日	年 月 日
その他必要な事項	

様式第12号(第12条関係)

所 有 権 移 転 届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 { 法人にあつては、主たる事務所の所在地 }
届出者 職 業 { 法人にあつては、営業種目 }
氏 名 { 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 }

静岡市都市公園条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

公園の名称	
旧所有者	住 所 氏 名
新所有者	住 所 氏 名
所有権移転の年 月 日	年 月 日

添付書類 所有権移転登記書の写し

様式第13号(第12条関係)

抵 当 権 設 定 届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 { 法人にあつては、主たる事務所の所在地 }
届出者 職 業 { 法人にあつては、営業種目 }
氏 名 { 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 }

静岡市都市公園条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

公園の名称	
所有権者	住 所 氏 名
抵当権設定者	住 所 氏 名
抵当権設定の年 月 日	年 月 日

添付書類 抵当権設定を証する書類の写し

様式第14号(第12条関係)

抵 当 権 移 転 届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 { 法人にあつては、主たる事務所の所在地 }
届出者 職 業 { 法人にあつては、営業種目 }
氏 名 { 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 }

静岡市都市公園条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

公園の名称	
所有権者	住 所 氏 名
旧抵当権者	住 所 氏 名
新抵当権者	住 所 氏 名
抵当権移転の年 月 日	年 月 日

添付書類 抵当権移転を証する書類の写し

様式第 15 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公園施設設置許可書

年 月 日付けで申請のあった公園施設の設置については、次のとおり許可します。

設置する 公園施設	名 称	
	場 所	
設 置 の 目 的		
設 置 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
利 用 面 積		平方メートル
公園施設の構造、外観		
公園施設の管理の方法		
工 事 実 施 の 方 法		
工事の着手及び完了の時期		年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料		円
許 可 条 件		

様式第 16 号（第 12 条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公園施設管理許可書

年 月 日付で申請のあった公園施設の管理については、次のとおり許可します。

管理する 公園施設	名 称	
	場 所	
管 理 の 目 的		
管 理 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
管 理 の 方 法		平方メートル
使 用 料		円
許 可 条 件		

様式第17号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

公園施設設置（管理）許可事項変更許可書

年 月 日付けで申請のあった公園施設設置（管理）許可事項の変更については、
次のとおり許可します。

設置（管理） している公園 施設	名 称	
	場 所	
変 更 し た 事 項		
変 更 し た 理 由		
設置（管理）の期間		年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料		円
許 可 条 件		

様式第 18 号（第 12 条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公園占有許可書

年 月 日付けで申請のあった公園の占有については、次のとおり許可します。

占有する公園の名称	
占有物件の外観、構造	
占有の目的	
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占有の場所及び面積	平方メートル
使用料	円
許可条件	

様式第 19 号（第 12 条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

公園占用許可事項変更許可書

年 月 日付けで申請のあった公園占用許可事項の変更については、次のとおり許可します。

公園の名称	
変更する事項	
変更する理由	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	円
許可条件	

様式第 20 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公園内行為許可書

年 月 日付で申請のあった公園内行為については、次のとおり許可します。

公園の名称	
行為の場所	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用面積	平方メートル
使用料	円
許可条件	

様式第21号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

公園内許可行為変更許可書

年 月 日付けで申請のあった公園内許可行為の変更については、次のとおり許可
します。

公園の名称	
変更した事項	
変更した理由	
行為の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用料	円
許可条件	

様式第22号その1(第12条関係)

公園施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団 体 名
(法人以外の団体の場合)
住 所
申請者 (法人の場合は、その所在地)
氏 名
(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)
電 話

静岡市都市公園条例第6条第1項の規定により駿府城公園茶室の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的			
利 用 日	年 月 日		
利 用 設 備 及 利 用 区 分 (該当利用区分の□に レを記入のこと。)	部 屋 名	利 用 区 分	利用料金
	和室1	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日	円
	和室2	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日	
	和室3	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日	
	小 間	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日	
	茶 道 用 具 の 使 用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
そ の 他 必 要 事 項		利用料金合計	円

※ 受 付 印	※ 許可年月日	
	※ 許可番号	
	※ 利用料金の減額・免除	

(注)

- ※印欄は、記入しないでください。
- 法人以外の団体の場合は、団体名欄にその団体の名称を、住所欄にその団体の所在地又はその代表者の住所を、氏名欄にはその団体の代表者又は責任者の氏名を記入してください。

様式第22号その2(第12条関係)

公園施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

申請者 住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
電 話

静岡市都市公園条例第6条第1項の規定により清水日本平運動公園球技場の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公 園 の 名 称	清水日本平運動公園							
利用する公園施設	球技場							
利 用 の 目 的								
利 用 の 日 時	年 月 日 時 分から				年 月 日 時 分まで			
利用者の区分及び人員	一般	大学生	高校生	中学生	小学生	幼児	70歳以上の者	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
予定入場者の人員	人							
アマチュアスポーツ使用	す る				し ない			

様式第22号その3(第12条関係)

公園施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者
名 称
代表者氏名

住 所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)

電 話

静岡市都市公園条例第6条第1項の規定により清水日本平運動公園庭球場の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称及び施設	清水日本平運動公園庭球場		
利 用 目 的			
利 用 予 定 人 員	一般 人 生徒等 人	70歳以上の者 人	合計 人
1	利 用 施 設		※施設の利用 料金 円
	利 用 日 時		
2	利 用 施 設		※施設の利用 料金 円
	利 用 日 時		
3	利 用 施 設		※施設の利用 料金 円
	利 用 日 時		
※利用料金合計			円

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第22号その4(第12条関係)

公園施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

住 所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

電 話

静岡市都市公園条例第6条第1項の規定により清水清見潟公園 の利用の許可を受
けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称	清水清見潟公園			
利用目的				
利用責任者				
利用予定人員	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人			
1	利用施設		※ 体育館の 利用料金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備 の 利 用		※ 附 帯 設備の利 用 料 金	円
2	利用施設		※ 体育館の 利用料金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備 の 利 用		※ 附 帯 設備の利 用 料 金	円
3	利用施設		※ 体育館の 利用料金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附帯設備 の 利 用		※ 附 帯 設備の利 用 料 金	円
入場料徴収の有無	有(①1人 円・②その他)・無	※ 利用料金 合 計	円	

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第22号その5(第12条関係)

公園施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
申請者
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話

静岡市都市公園条例第6条第1項の規定により清水清見潟公園庭球場の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称	清水清見潟公園						
利用する公園施設	テニスコート東より(1・2・3・4)番コート						
利用の目的	テニス						
利用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで						
利用者の区分及び人員	一般	大学生	高校生	中学生	小学生	幼児	計
	人	人	人	人	人	人	人
予定人員	人						
利用する器具等							

様式第 22 号その 6 (第 12 条関係)

公園施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 { 法人にあつては、その主たる
事務所の所在地 }
申請者氏名 { 法人にあつては、名称及び代
表者の氏名 }
電話

静岡市都市公園条例第 6 条第 1 項の規定により清水船越堤公園茶室兼多目的集会室の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的			
利 用 日	年 月 日から 年 月 日まで		
利 用 人 数	人		
利 用 設 備 及 び 利 用 区 分	利 用 区 分		使 用 料
	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日
	茶道用具の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円
		使用料合計	円
そ の 他 必 要 事 項			

※ 受 付 印	※ 許可年月日	
	※ 許可番号	
	※ 使用料の減額・免除	条例第 条第 号による

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第22号その7(第12条関係)

公園施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

申請者 氏 名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

電 話

静岡市都市公園条例第6条第1項の規定により清水月見公園の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的		
利用責任者	住所 氏名 電話	
利用予定人員	大人 人、小人 人 合計 人	
1	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
2	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
3	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで

様式第 22 号その 8 (第 12 条関係)

公園施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 { 法人にあつては、その主たる
事務所の所在地 }
申請者氏名 { 法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名 }
電話

静岡市都市公園条例第 6 条第 1 項の規定により、清水桜が丘公園の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称	清水桜が丘公園		
利用目的			
利用責任者			
利用予定人員	一般 人	生徒等 人	70歳以上の者 人 合計 人
1	利用施設		※ 使用料 円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		※夜間照明施設使用料 円
2	利用施設		※ 使用料 円
	使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		※夜間照明施設使用料 円
3	利用施設		※ 使用料 円
	使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		※夜間照明施設使用料 円
			※ 使用料合計 円

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第 23 号その 1 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名 ㊟

公園施設利用許可書

年 月 日付で申請のあった駿府城公園茶室の利用については、次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 日	年 月 日		
利 用 設 備 及 利 用 区 分	部 屋 名	利 用 区 分	利用料金
	和室 1	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日	円
	和室 2	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日	
	和室 3	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日	
	小 間	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日	
	茶 道 用 具 の 使 用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
許 可 条 件		利用料金合計	円
備 考			領収日付印

(注)

- 1 本書をもって領収書に代えます。
- 2 領収印のないものは、無効です。
- 3 施設利用の際は、本書を係員に提示してください。

様式第23号その2(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名 ①

公園施設利用許可書

年 月 日付で申請のあった清水日本平運動公園球技場の利用については、
次のとおり許可します。

公園の名称	清水日本平運動公園
利用する公園施設	球技場
利用の目的	
利用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用料	
許可の条件	

様式第 23 号その 3 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名 ㊤

公園施設利用許可書

年 月 日付で申請のあった清水日本平運動公園庭球場の利用については、次のとおり許可します。

公園の名称及び施設	清水日本平運動公園庭球場		
利 用 目 的			
利 用 予 定 人 員	一般 人 生徒等 人	70歳以上の者 人	合計 人
1	利 用 施 設		施設の利用料金 円
	利 用 日 時		
2	利 用 施 設		施設の利用料金 円
	利 用 日 時		
3	利 用 施 設		施設の利用料金 円
	利 用 日 時		
利用料金合計			円
許可条件			

(注)

- 1 本書をもって領収書に代えます。
- 2 利用の際は、本書を係員に提示してください。
- 3 利用後の施設の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。

様

指定管理者

名 称

代 表 者 氏 名 ㊟

公園施設利用許可書

年 月 日付けで申請のあった清水清見潟公園の利用については、次のとおり許可
します。

公 園 の 名 称	清水清見潟公園		
利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利 用 予 定 人 員	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		体 育 館 の
	利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	利 用 料 金
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金
2	利 用 施 設		体 育 館 の
	利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	利 用 料 金
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金
3	利 用 施 設		体 育 館 の
	利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	利 用 料 金
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金
許 可 の 条 件		利 用 料 金 合 計	円

(注)

- 1 本書をもって領収書に代えます。
- 2 体育館利用の際は、本書を係員に提示してください。
- 3 利用後の施設の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。

様式第23号その5(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公園施設利用許可書

年 月 日付で申請のあった清水清見潟公園庭球場の利用については、次のとおり許可します。

公園の名称	清水清見潟公園
利用する公園施設	テニスコート東より(1・2・3・4)番コート
利用の目的	テニス
利用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
許可の条件	利用するコートについて、利用前及び利用後整備清掃をしてください。 利用が重複した場合は、利用者による調整をしてください。

様式第 23 号その 6 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公園施設利用許可書

年 月 日付で申請のあった清水船越堤公園茶室兼多目的集会室の利用については、次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 日	年 月 日から 年 月 日まで		
利 用 人 数	人		
利 用 設 備 及 び 利 用 区 分	利 用 区 分		使 用 料
	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日		円
	茶 道 用 具 の 使 用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円
			使 用 料 合 計 円
許 可 条 件			
備 考			領 収 日 付 印

(注)

- 1 本書をもって領収書に代えます。
- 2 領収印のないものは、無効です。
- 3 施設利用の際は、本書を係員に提示してください。

様式第23号その7（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公園施設利用許可書

年 月 日付けで申請のあった清水月見公園の利用については、次のとおり許可します。

利用目的		
利用責任者	住所 氏名 電話	
利用予定人員	大人 人、小人 人 合計 人	
1	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
2	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
3	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで

(注) 利用するコートについて、利用前及び利用後に整備清掃をしてください。

様式第 23 号その 8 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公園施設利用許可書

年 月 日付けで申請のあった清水桜が丘公園の利用については、次のとおり許可します。

利用目的						
利用責任者						
利用予定人員		一般人	生徒等	70歳以上の者	合計	人
1	利用施設				使用料	円
	使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
	照明施設				夜間照明施設使用料	円
2	利用施設				使用料	円
	使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
	照明施設				夜間照明施設使用料	円
3	利用施設				使用料	円
	使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
	照明施設				夜間照明施設使用料	円
許可条件					使用料合計	円

(注)

- 1 本書をもって領収書に代えます。
- 2 利用の際は、本書を係員に提示してください。
- 3 利用後の施設の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。

様式第24号(第12条関係)

No.	No.	東御門・巽櫓入場券
東御門・巽櫓 入場券		
円	円	

様式第 24 号の 2 (第 12 条関係)

No.	No.	坤槽入场券
坤	槽	
入	場	
	券	
	円	円

様式第25号(第12条関係)

No.	No.	紅葉山庭園入場券
紅葉山庭園 入場券		
円	円	

様式第26号(第12条関係)

No.	No.
東御門・巽櫓	東御門・巽櫓、坤櫓、紅葉山庭園共通入場券
坤櫓	
紅葉山庭園	
共通入場券	
円	円

様式第27号(第12条関係)

団体入場申込書

入場年月日	年 月 日() 午 前後 時
団体名	
所在地	
責任者氏名	

入 場 内 訳

	申込者数	確認数	単価	金額	備考
	人	※ 人	円	※ 円	
		※		※	
計		※		※	

検	※	受	※
算		付	

※領収No. _____

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第28号(第12条関係)

(入 場 券)

No.	団体入場券	年 月 日
	入場料 円	
内訳		
	人 員	単 価
	人	円
計		
団 体 名		
所 在 地		
責 任 者 氏 名		

(領 収 原 符)

No.	団体入場券	年 月 日
	入場料 円	
内訳		
	人 員	単 価
	人	円
計		
団 体 名		
所 在 地		
責 任 者 氏 名		

様式第 29 号 (第 12 条関係)

(1) 当日券

	体育館当日利用券	No.
¥		
静岡市清水清見潟公園		

(2) 整理券

	体育館整理利用券	No.
¥		
静岡市清水清見潟公園		

様式第30号(第12条関係)

No.				No.	
器具及び備品利用券(控)				器具及び備品利用券	
料金	円	区 分	数 量	単 価	金 額
				円	円
		計			
年 月 日					
静岡市清水清見潟公園				静岡市清水清見潟公園	

切
取
り
線

料金 円

 年 月 日
 発行当日限り有効

様式第 31 号 (第 12 条関係)

(1) 当日券

ア 窓口販売用

No.	No.
室内プール利用券 (控)	室内プール利用券
料金 円	料金 円
年 月 日	年 月 日
	発行当日 1 人 1 回限り有効
静岡市清水清見潟公園	静岡市清水清見潟公園

イ 自動販売機用

	No.
室内プール利用券	
発行当日 1 人 1 回限り有効	
料金 円	
	静岡市清水清見潟公園

(2) 回数券

	No.
室内プール回数利用券	
(12回券)	
料金 円	
この券は、払戻しいたしません。	
静岡市清水清見潟公園	

	No.
室内プール回数利用券	
料金 円	
静岡市清水清見潟公園	

	No.
室内プール回数利用券	
料金 円	
静岡市清水清見潟公園	

様式第 32 号 (第 12 条関係)

(1) 当日券

ア 窓口販売用

No.	トレーニング室当日利用券 (控)	No.	トレーニング室当日利用券
	料金 円	切取り線	料金 円
	年 月 日		年 月 日
	静岡市清水清見潟公園		発行当日 1 人 1 回限り有効 静岡市清水清見潟公園

イ 自動販売機用

No.
トレーニング室当日利用券 発行当日 1 人 1 回限り有効 料金 円 静岡市清水清見潟公園

(2) 回数券

No.
トレーニング室回数利用券 (11回券) 料金 円 この券は、払戻しいたしません。 静岡市清水清見潟公園

No.
トレーニング室回数利用券 料金 円 静岡市清水清見潟公園

No.
トレーニング室回数利用券 料金 円 静岡市清水清見潟公園

(3) 整理券

No.
トレーニング室整理利用券 発行当日 1 人 1 回 1 時間限り有効 料金 円 静岡市清水清見潟公園

様式第 33 号 (第 12 条関係)

静岡市公園施設利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

指定管理者

名 称

代 表 者 氏 名

静岡市都市公園条例施行規則第 4 条の 2 第 1 項の規定により、公園施設の利用料金について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

(注) 必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第 34 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市公園施設利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった公園施設の利用料金については、次のとおり承認
します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- 承認額に基づき利用料金を決定してください。
- 利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第35号(第12条関係)

入場料徴収総額報告書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で利用の許可を受けた有料施設の利用に係る入場料の
徴収総額について、次のとおり報告します。

有 料 施 設 の 名 称	
利 用 の 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
入 場 料 の 徴 収 総 額	

(注) 入場料の徴収総額に係る入場料金別の人員を明らかにした書面を添付してください。

様式第36号(第12条関係)

公園使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
申請者 氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話

静岡市都市公園条例第18条第 号の規定により公園使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日	年 月 日
許可を受けた公園名	
許可内容	
既納の公園使用料	円
還付を請求する理由	
その他必要な事項	

(注) 許可書及び領収書を添付してください。

様式第37号(第12条関係)

公園利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申出者	住所	法人にあっては、その 主たる事務所の所在地
	氏名	

年 月 日付け第 号をもって許可のありました公園の利用について、次の理由により許可の取消しを申し出ます。

1 利用の許可を受けた公園又は
公園施設

2 理 由

様式第38号(第12条関係)

公園使用料減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
申請者 氏名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
電話

静岡市都市公園条例第19条の規定により使用料の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利用場所又は 利用施設			
利用目的			
利用期間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで		
利用区分	規定額	減額	差引納付額
	円	円	円
計	円	円	円
減額 免除	申請の理由		
備考			

様式第39号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

公園使用料減額・免除承認通知書

年 月 日付で申請のあった使用料の減額・免除については、次のとおり承認したので通知します。

利用場所又は 利用施設			
利用目的			
利用期間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで		
利用区分	規定額	減額	差引納付額
	円	円	円
計	円	円	円
減額・免除の条件			
備考			

様式第40号(第13条関係)

静岡市都市公園施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

所在地(法人以外の団体にあつては、代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市都市公園条例第8条第2項及び静岡市都市公園条例施行規則第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第41号(第13条関係)

事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)
実施体制図
特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策)

様式第42号(第13条関係)

事業計画に関する収支予算書

収入			千円
	科 目	内 容・数 量	金 額
			千円

支出			千円
	科 目	内 容・数 量	金 額
			千円

様式第 1 号 (第12条関係)

(平17規則50・平24規則21・令 3 規則66・一部改正)

様式第 2 号 (第12条関係)

(平17規則50・平24規則21・令 3 規則66・一部改正)

様式第 3 号 (第12条関係)

(平17規則50・平24規則21・令 3 規則66・一部改正)

様式第 4 号 (第12条関係)

(平17規則50・平24規則21・平26規則64・令 3 規則66・一部改正)

様式第 5 号 (第12条関係)

(平17規則50・平24規則21・令 3 規則66・一部改正)

様式第 6 号 (第12条関係)

(平17規則50・平24規則21・令 3 規則66・一部改正)

様式第 7 号 (第12条関係)

(平17規則50・平24規則21・令 3 規則66・一部改正)

様式第 8 号 (第12条関係)

(平17規則50・追加、平17規則177・旧様式第 8 号の 2 繰上)

様式第 9 号 (第12条関係)

(平17規則50・追加、平17規則177・旧様式第 8 号の 3 繰下、平24規則21・平26規則
64・令 3 規則66・一部改正)

様式第10号 (第12条関係)

(平17規則50・一部改正、平17規則177・旧様式第 9 号繰下、平24規則21・一部改正)

様式第11号 (第12条関係)

(平17規則50・一部改正、平17規則177・旧様式第10号繰下、平24規則21・一部改正)

様式第12号 (第12条関係)

(平17規則50・一部改正、平17規則177・旧様式第11号繰下、平24規則21・一部改正)

様式第13号 (第12条関係)

(平17規則50・一部改正、平17規則177・旧様式第12号繰下、平24規則21・一部改正)

様式第14号 (第12条関係)

(平17規則50・一部改正、平17規則177・旧様式第13号繰下、平24規則21・一部改正)

様式第15号 (第12条関係)

(平27規則47・全改)

様式第16号（第12条関係）

（平27規則47・全改）

様式第17号（第12条関係）

（平27規則47・全改）

様式第18号（第12条関係）

（平27規則47・全改）

様式第19号（第12条関係）

（平27規則47・全改）

様式第20号（第12条関係）

（平27規則47・全改）

様式第21号（第12条関係）

（平27規則47・全改）

様式第22号その1（第12条関係）

（平16規則39・旧様式第22号その2繰上、平17規則50・平17規則177・平24規則21・平27規則102・令3規則66・一部改正）

様式第22号その2（第12条関係）

（平16規則39・旧様式第22号その4繰上、平17規則50・一部改正、平17規則177・旧様式第22号その3繰上・一部改正、平24規則21・平26規則64・令2規則25・令3規則66・一部改正）

様式第22号その3（第12条関係）

（平17規則50・全改、平17規則177・旧様式第22号その4繰上・一部改正、平24規則21・平26規則64・平27規則47・平27規則102・令2規則25・令3規則66・令7規則2・一部改正）

様式第22号その4（第12条関係）

（平17規則50・全改、平17規則177・旧様式第22号その5繰上・一部改正、平24規則21・平25規則30・平27規則102・令2規則25・令3規則66・一部改正）

様式第22号その5（第12条関係）

（平17規則50・一部改正、平17規則177・旧様式第8号その2繰下、平24規則21・平26規則64・令3規則66・一部改正）

様式第22号その6（第12条関係）

（平26規則64・全改、令3規則66・一部改正）

様式第22号その7（第12条関係）

（平17規則50・全改、平17規則177・旧様式第8号その1繰下、平24規則21・平26規則64・令3規則66・一部改正）

様式第22号その8（第12条関係）

（平26規則64・追加、令2規則25・令3規則66・令7規則2・一部改正）

様式第23号その1（第12条関係）

（平27規則47・全改、平27規則102・一部改正）

様式第23号その2（第12条関係）

（平16規則39・旧様式第23号その4繰上、平17規則177・旧様式第23号その3繰上・一部改正、平26規則64・平27規則47・一部改正）

様式第23号その3（第12条関係）

（平27規則47・全改、平27規則102・令2規則25・令7規則2・一部改正）

様式第23号その4（第12条関係）

（平27規則47・全改、平27規則102・令2規則25・令7規則2・一部改正）

様式第23号その5（第12条関係）

（平17規則177・旧様式第21号その2繰下・一部改正、平26規則64・平27規則47・一部改正）

様式第23号その6（第12条関係）

（平26規則64・全改）

様式第23号その7（第12条関係）

（平27規則47・全改）

様式第23号その8（第12条関係）

（平26規則64・追加、令2規則25・令7規則2・一部改正）

様式第24号（第12条関係）

（平17規則177・旧様式第25号繰上）

様式第24号の2（第12条関係）

（平26規則64・追加）

様式第25号（第12条関係）

（平17規則177・旧様式第26号繰上）

様式第26号（第12条関係）

（平17規則177・旧様式第27号繰上、平27規則102・一部改正）

様式第27号 (第12条関係)

(平17規則177・旧様式第28号繰上、平27規則102・一部改正)

様式第28号 (第12条関係)

(平17規則177・旧様式第29号繰上、平27規則102・一部改正)

様式第29号 (第12条関係)

(平25規則30・全改、平27規則102・一部改正、令5規則50・旧様式第29号の2繰上)

様式第30号 (第12条関係)

(平17規則177・旧様式第31号繰上、平27規則102・一部改正)

様式第31号 (第12条関係)

(平25規則30・全改、平27規則102・一部改正)

様式第32号 (第12条関係)

(平25規則30・全改、平27規則102・一部改正)

様式第33号 (第12条関係)

(平27規則102・全改、令3規則66・一部改正)

様式第34号 (第12条関係)

(平27規則102・全改)

様式第35号 (第12条関係)

(平17規則50・一部改正、平17規則177・旧様式第36号繰上、平24規則21・一部改正)

様式第36号 (第12条関係)

(平17規則50・一部改正、平17規則177・旧様式第37号繰上、平24規則21・令3規則66・令7規則2・一部改正)

様式第37号 (第12条関係)

(平17規則50・一部改正、平17規則177・旧様式第38号繰上、平24規則21・平27規則47・令3規則66・一部改正)

様式第38号 (第12条関係)

(平17規則50・一部改正、平17規則177・旧様式第39号繰上、平24規則21・令3規則66・一部改正)

様式第39号 (第12条関係)

(平17規則177・旧様式第40号繰上、平27規則47・一部改正)

様式第40号 (第13条関係)

(平17規則177・追加、平24規則21・令3規則66・一部改正)

様式第41号 (第13条関係)

(平17規則177・追加)

様式第42号 (第13条関係)

(平17規則177・追加)